

北海道地球温暖化防止対策条例の改正のポイント

公布：R5.3.17

施行：R5.4.1（一部はR5.10.1）予定

1 「目的」「定義」の拡充・強化と「基本理念」を新設

- ゼロカーボン北海道の実現について条例に明確に位置づけ

目的	■ 地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の実現に拡充
定義	■ ゼロカーボン北海道 ■ ゼロカーボン ■ 気候変動影響
基本理念	■ ゼロカーボン北海道の実現は、以下の取組により推進されなければならない。 <ul style="list-style-type: none">・ 全ての関係者の自主的かつ積極的な参画と密接な連携の下に行われること。・ 環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上を統合的に推進されること。・ 道内に豊富に存在する再エネや森林などの地域資源の有効な活用が図られること。

2 道の責務規定の追加・拡充等

- 道の果たすべき役割として責務規定を追加拡充 ※■ 追加拡充

<input type="checkbox"/> 総合的・計画的施策の策定、実施	<input type="checkbox"/> 市町村、事業者、道民等との連携・協働
<input type="checkbox"/> 市町村、事業者、道民等への支援	<input type="checkbox"/> 率先した施策の実施
■ 事業者及び道民の行動変容等の促進	■ 専門的知識等を有する人材の育成
■ 調査研究等の促進及び産業の育成等	■ 環境に関する教育の推進
■ 分かりやすい情報の提供	

- ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関して講じた施策について、議会に報告する規定を追加

3 各分野の取組に係る規定の拡充・強化

(※主な新設・拡充項目を記載)

事業活動	■ 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減【拡充】（エネルギー使用量の把握等） ■ カーボン・オフセットの促進【新設】 ■ 排出量報告制度の強化【拡充】 <ul style="list-style-type: none">・ 計画書を提出する対象事業者の拡大（自動車運送事業者：トラック・バス 200→100 台以上、タクシー 350→150 台以上）・ 任意の簡易報告制度の創設
交通	■ 次世代自動車の使用等【新設】 ■ 物資の輸送の合理化【新設】
機械器具	■ 販売事業者による省エネ性能情報表示義務の対象機器の拡充（照明器具・給湯器） ■ 省エネ性能情報を表示等する販売事業者の拡大【拡充】
建築物	■ 省エネ建築物の普及の促進【新設】 ■ 地域材の利用の促進【新設】
再生可能エネルギー	■ 地域における再エネの利用の促進【新設】 ■ 小売電気事業者による再エネ供給等の情報の提供【新設】
吸収作用等の保全	■ 森林の整備等の推進【拡充】 ■ 藻場等の保全等の推進【新設】 ■ 自然の生態系の保全等の推進【新設】
気候変動適応	■ 気候変動適応に関する施策の推進【新設】 ■ 北海道気候変動適応センターの設置【新設】
産業の育成・振興	■ ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興【新設】 ■ 製品・サービスの開発等【新設】
ライフスタイル	■ 道民の自主的な取組に資する情報の提供【拡充】（排出量把握等） ■ 廃棄物の発生の抑制等【新設】
その他	■ 施策推進のための必要な財政上の措置【新設】

※条例名称について

- ・ 地球温暖化防止対策を推進する条例であることを明確に示している現名称を継続。
- ・ 地球温暖化防止対策への貢献にあたり、目指す北海道の姿が環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上が図られた「ゼロカーボン北海道」であることを道民の方々と共有していくため、本条例の通称を「ゼロカーボン北海道推進条例」とする。